

令和２年度第１回京都市客引き行為等対策審議会 次第

日時	令和２年１１月５日（木） 午後２時から午後４時
場所	ザ ロイヤルパークホテル京都三条 地下１階「サラ・ルーチェ」 (京都市中京区三条通河原町東入ル中島町 74)

１ 開会

２ 委員の紹介

資料 1

３ 議題

(1) 京都市の客引き行為等対策の取組状況について

資料 2

(2) 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例の一部改正について (経過と現状)

資料 3

４ 閉会

【添付資料】

- | | |
|------|---|
| 資料 1 | 京都市客引き行為等対策審議会委員名簿 |
| 資料 2 | 京都市の客引き行為等対策の取組状況について |
| 資料 3 | 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例の一部改正について
(経過と現状) |

【その他資料】

- (1) 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例（新旧対照表含む）
- (2) 京都市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則
- (3) 客引き行為等に該当する行為の考え方について
- (4) 改正条例周知チラシ
- (5) 「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」の改正案に関する市民意見の募集結果について
- (6) 【広報資料】京都市客引き行為等の禁止等に関する条例違反者の氏名，店舗名等の公表について（令和2年9月18日）

京都市客引き行為等対策審議会 委員名簿

役 職 等	氏 名
一級建築士事務所スーク創生事務所代表	おおしま さちこ 大島 祥子
摂南大学経済学部教授	ごとう かずこ 後藤 和子
同志社大学法学部教授	さいき あきひろ 佐伯 彰洋
市民公募委員	しんぐう れ み 神宮 怜実
弁護士（京都はるか法律事務所）	つじ たかし 辻 孝司
市民公募委員	なかじま としひこ 中島 俊彦

(五十音順・敬称略)

京都市の客引き行為等対策の取組状況について

平成 25 年 7 月 10 日	京都市長に対する要望 京都市長に対し、地元商店街振興組合、自治連合会等の連名で、「歩道上での客引き・キャッチなど営業行為に対する規制の条例化」について要望書が提出された。
平成 26 年 8 月 1 日	「第 1 回京都市客引き行為等対策懇談会」の開催 客引き行為等対策について、学識者や商業者従事者による専門的な見地からの意見を聴取するために開催（全 4 回実施）。
8 月 1 日 ～ 15 日	市政総合アンケートの実施
9 月 2 日	「第 1 回商店街連絡会議」の開催 特に客引き行為等の数が多い区域の商店会の代表者から意見を聴取するために開催（全 3 回実施）。
9 月 30 日	「第 2 回京都市客引き行為等対策懇談会」の開催
10 月 6 日	「第 2 回商店街連絡会議」の開催
10 月 28 日	「第 3 回京都市客引き行為等対策懇談会」の開催
11 月 21 日	「第 4 回京都市客引き行為等対策懇談会」の開催
12 月 4 日	「第 3 回商店街連絡会議」の開催
平成 26 年 12 月 9 日 ～ 平成 27 年 1 月 8 日	「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」骨子案に対する市民意見募集（パブリック・コメント）の実施
3 月 27 日	「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」の制定 平成 27 年 2 月市会において、「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例の制定」について提案し、同年 3 月 20 日に全会派一致で可決、同月 27 日に公布した。
4 月 1 日	「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」の施行

	(客引き行為等対策指導員による運用開始)
4月24日	地元団体、警察、行政の合同による啓発パトロールの実施 「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」の施行に伴い、立誠自治連合会等の地域団体、京都府警察、京都市が合同で、木屋町地域における啓発パトロールを実施した。
5月 1日	平成27年度「第1回京都市客引き行為等対策審議会」の開催 「京都市客引き行為等対策審議会」 条例施行に伴い、禁止区域の指定その他条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるために設置されたもの
6月18日	京都市長に対する「客引き行為等禁止区域に関する要望書」の提出 河原町・木屋町・祇園地域等の商店会・自治組織（計15団体）から「客引き行為等禁止区域に関する要望書」が提出された。
6月19日	平成27年度「第2回京都市客引き行為等対策審議会」の開催 諮問「客引き行為等禁止区域の指定について」
7月10日	平成27年度「第3回京都市客引き行為等対策審議会」の開催 答申「客引き行為等禁止区域の指定について」 「客引き行為等禁止区域」の指定 【祇園・河原町区域】
7月31日	客引き行為等禁止区域の指定 【祇園・河原町区域】
9月 1日	客引き行為等禁止区域（祇園・河原町区域）における指導等の開始
9月 1日	地元団体、警察、行政の合同による啓発パレードの実施 同日付けの条例の全部施行に伴い、河原町商店街振興組合等の地元団体、京都府警察、京都市が合同で、河原町通、寺町通等において啓発パレードを実施した。
10月 2日	地元団体、警察、行政の合同による啓発パトロールの実施

	9月1日の条例の全部施行に伴い、祇園商店街振興組合等の地元団体、京都府警察、京都市が合同で、祇園地域における啓発パトロールを実施した。
平成28年 3月22日	近畿圏内各大学、短期大学121校に対し、京都市、兵庫県、大阪市、京都府警、兵庫県警、大阪府警の連名で、「繁華街における迷惑な客引き行為にかかる学生への啓発」について申入れを行った。
5月 6日	条例第11条に基づく命令（行った者）【初】
6月24日	地元団体、京都府警察との合同による啓発パトロールの実施 京都府の改正風営法施行条例の施行に伴い、京都府警察、地元団体と合同で、祇園・木屋町区域において啓発パトロール（祇園・木屋町クリーン大作戦）を実施した。
8月19日	条例第20条の規定に基づく過料処分（2名）【初】
9月 1日	条例第12条の規定に基づく違反者の氏名等の公表【初】 8月19日に過料処分とした者について、氏名等を公表した。 （2件同時に実施）
11月 8日	京都市長に対する「客引き行為等禁止区域に関する要望書」の提出 京都駅北側周辺の商店街・自治組織（計6団体）から「客引き行為等禁止区域に関する要望書」が提出された。
11月14日	京都市長に対する「客引き行為等禁止区域に関する要望書」の提出 日彰自治連合会会長から「客引き行為等禁止区域に関する要望書」が提出された。
12月12日	平成28年度「第1回京都市客引き行為等対策審議会」の開催 諮問「客引き行為等禁止区域の指定について」
平成29年 1月13日	平成28年度「第2回京都市客引き行為等対策審議会」の開催 答申「客引き行為等禁止区域の指定について」
	「客引き行為等禁止区域」の追加指定 【東洞院錦小路周辺及び京都駅北側周辺区域】
2月15日	客引き行為等禁止区域の指定

		【東洞院錦小路周辺及び京都駅北側周辺区域】
	3 月 1 日	地元団体、京都府警察との合同による啓発パトロールを実施 七条商店街振興組合等の地元団体、京都府警察と合同で、京都駅北側周辺区域における啓発パトロールを実施した。
	4 月 1 日	客引き行為等禁止区域（東洞院錦小路周辺及び京都駅北側周辺区域）における指導等の開始
	7 月 3 1 日	京都市長に対する「客引き行為等禁止区域指定に関する要望書」の提出 京都タワービルを所有・管理する京阪ホテルズ&リゾーツから「客引き行為等禁止区域に関する要望書」が提出された。
	8 月 3 1 日	客引き行為等禁止区域の指定 【京都タワービルの敷地（正面エントランス付近及び敷地の外周部分）】
	9 月 1 4 日	地元団体、警察との合同による広報啓発活動を実施 8 月 3 1 日に京都タワービルの敷地を禁止区域に指定したことに伴い、京都タワービルや七条商店街振興組合等の地元団体、京都府警察と合同で、京都駅北側周辺区域における広報啓発活動を実施した。
	1 0 月 1 日	客引き行為等禁止区域（京都タワービルの敷地）における指導等の開始
	1 1 月 2 4 日	地元団体、警察との合同による啓発パトロールを実施 地元団体、京都府警察と合同で、祇園・木屋町区域における啓発パトロール（祇園・木屋町クリーン大作戦）を実施した。
平成 3 0 年	1 月 3 0 日	平成 2 9 年度「京都市客引き行為等対策審議会」の開催
	7 月 3 1 日	客引き行為等禁止区域の指定 【京都あじびる河原町及び河原町 D E C K の敷地】
	9 月 1 日	客引き行為等禁止区域（京都あじびる河原町及び河原町 D E C K の敷地）における指導等の開始
平成 3 1 年	1 月 2 9 日	平成 3 0 年度「京都市客引き行為等対策審議会」の開催 他都市の状況等について検討。
令和元年	7 月 3 1 日	令和元年度「京都市客引き行為等対策審議会」の開催 他都市の客引き行為等の規制に関する条例との比較対照などに

8月8日～9月16日 11月24日 令和2年 4月 1日 9月18日	よる条例改正に向けての審議。 条例改正に伴うパブリックコメント実施にあたっての事前検討。 改正条例案についてのパブリックコメントを実施 11月市会に一部を改正する条例案を提案，全会派一致で可決 改正「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」施行 改正条例第18条の規定に基づく違反者の氏名，店舗名等の公表【初】 8月26日に過料処分とした者について，初めて関係店舗名を公表した。 (2件同時に実施)
---	---

京都市の客引き行為等対策の取組状況（指導等件数等）について

1 指導等の件数（令和2年9月末現在）

	文書指導	勧告	命令	過料	公表
平成27年度	42	13	0	0	0
平成28年度	70	20	11	5	2
平成29年度	95	19	12	7	5
平成30年度	88	28	14	11	11
令和元年度 (平成31年度)	125	55	29	17	14
令和2年4月	3	1	4	1	4
5月	0	0	0	0	0
6月	12	2	2	0	0
7月	11	3	2	0	0
8月	13	2	1	2	0
9月	3	3	2	0	2
令和2年度中	42	11	11	3	6
合 計	462	146	77	43	38

2 区域ごとの指導等件数

	文書指導	勧告	命令	過料	公表
祇園・河原町区域	362	119	61	32	29
東洞院錦小路	5	1	0	0	0
京都駅北側	95	26	16	11	9
合 計	462	146	77	43	38

3 行為態様別（業種別）の指導件数（令和2年9月末現在）

行為態様の種別（業種別）		件 数
客引き行為	（居酒屋）	4 3 5 （1 7 1）
	（カラオケ店）	1 6 （ 7 ）
	（風俗店）	2 （ 0 ）
勧 誘 行 為		8 （ 0 ）
そ の 他		1 （ 0 ）
合 計		4 6 2 （1 7 8）

※ （ ）は「行かせた者」の内数

※ 「その他」については、「指導書受領拒否の上、立ち去り」

4 被指導者（行った者）の学職別の割合

学 職 別	大学生	専門学校生	高校生	店舗関係者	不明
平成 30 年度まで	111 (56.3%)	12 (6.1%)	8 (4.1%)	63 (32%)	3 (1.5%)
令和元年度 (平成 31 年度)	41 (66.1%)	6 (9.7%)	0 (0%)	15 (24.2%)	0 (0%)
令和 2 年度 (9 月まで)	9 (36%)	1 (4%)	0 (0%)	13 (52%)	2 (8%)
合 計	161 (56.7%)	19 (6.7%)	8 (2.8%)	91 (32%)	5 (1.8%)

※ 「行った者」の文書指導 2 8 4 件（令和2年9月末現在）

※ 被指導者の学識等については、自称を含む。

京都市の客引き行為等対策の取組状況（啓発活動等）について

1 全体的な取組状況

(1) これまでの啓発活動

- チラシ，ポスター，ポケットティッシュ等により市民や観光旅行者等に対して周知啓発
- 客引き行為等のアルバイトを行うことがないように大学コンソーシアム京都を通じて各大学へのポスターの配布や各種ガイダンスでの広報啓発

(2) 今年度の啓発活動

これまでは，上記のとおり啓発活動を中心に行ってきたが，今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により，チラシ等の配布による啓発や大学での啓発を縮小せざるを得ない状況であることから，上記啓発に加えて，

- 禁止区域の自治会等との連携をいっそう強め，更なる周知を図るべく，協力店舗に啓発ティッシュの設置による啓発
- 「利用者目線」に立った「客引き行為者等について行かない」旨の啓発を積極的に行っている。

「利用者目線」に立った「客引き行為者等について行かない」旨の啓発については，「客引きについて行く＝安く飲食できる」という気軽な印象を抱く者も多い昨今の利用者の意識を払拭し，客引き行為等を行う店舗の実態についても周知することを目的としている。禁止区域に近い，地下鉄京阪三条駅，京都駅のホームドア広告による啓発を9月から1か月間行った。今後は阪急や京阪といった私鉄各駅にも同様の事業を展開していく予定である。

加えて，木屋町通への「客引き行為等禁止」「客引きについて行かないで」という旨を，イラストとともに記載した木製高札の設置事業に着手し，新規の啓発事業とする予定である。

(3) 客引き対策パトロールへの参加

商店会，自治会等の地元団体が中心となって毎月実施する合同パトロールには，京都府警察とともに継続的に参加している。

2 啓発物

(1) 「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」周知チラシ（A 3，両面）



チラシの主な配架先

飲食店関係者、市民、観光旅行者等



(2) 「客引き行為等禁止区域」周知チラシ（A 4，両面）



チラシの主な配架先

飲食店関係者、市民、観光旅行者等

(3) 改正条例周知チラシ (A3, 両面)



チラシの主な配架先

飲食店関係者、市民、観光旅行者等

(4) 客引き行為等への注意喚起ポスター (500×500mm)



設置状況(9月2日～10月2日)

掲出場所

地下鉄東線 京阪三条駅臨時ホームドア

(5) 客引き行為等への注意喚起ポスター (916.5×2,370 mm)



掲出場所

地下鉄烏丸線 京都駅ホームドア (国際会館行)

設置状況 (9月4日~10月1日)

3 路面標示（路面シート及び路面タイル）

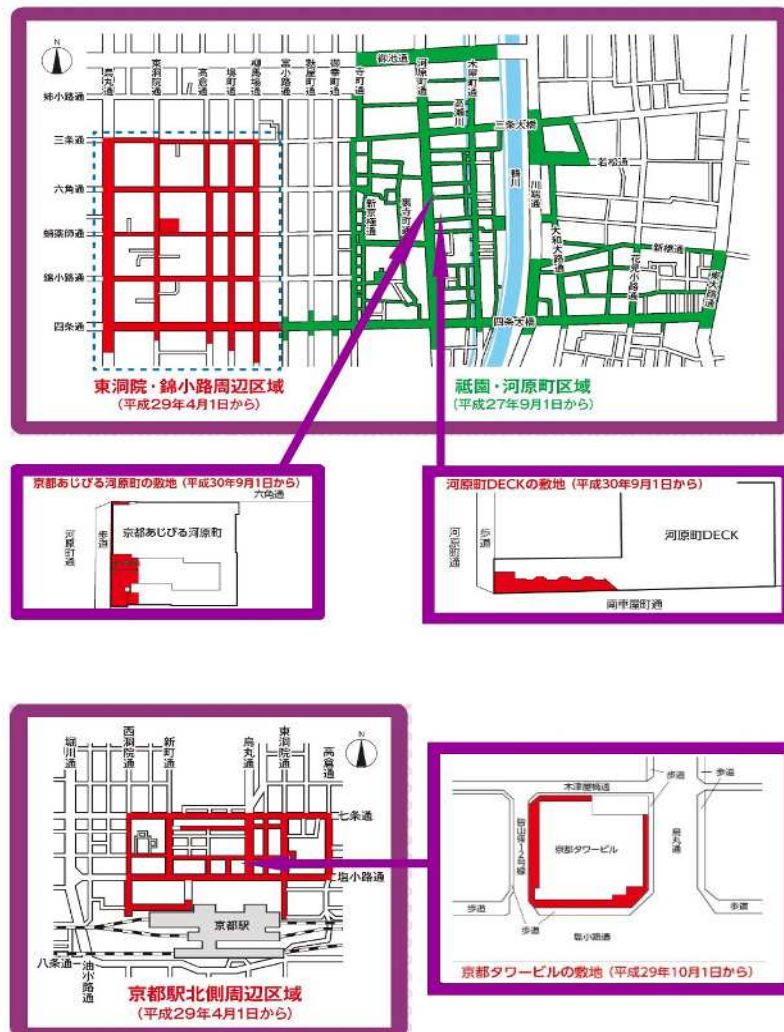
客引き行為等禁止区域については、チラシ等の啓発物により周知するほか、路面シート及び路面タイルにより標示している。

四条通・木屋町を中心に、路面タイル設置可能箇所はタイル標示に変更し、随時路面シートの更新も行っている。



路面標示のデザイン

客引き行為等禁止区域図



4 ホームページ（京都市情報館）



「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」に関する広報資料（例）

- 令和元年 11 月 14 日 「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」の改正案に関する
市民意見の募集の結果について
- 令和 2 年 2 月 14 日 「客引き行為等禁止区域」について
- 令和 2 年 3 月 3 日 客引き行為等のアルバイトに注意
- 令和 2 年 3 月 31 日 「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」の一部改正につい
て
- ※ 「京都市客引き行為等対策審議会」の開催や「京都市客引き行為等の禁止等に関する条
例」違反者の氏名等の公表についても、ホームページに随時掲載している。

5 客引き行為等対策パトロール等の取組状況

地元の自治会、商店会等が中心となって毎月実施する自主的な客引き行為等対策パトロールに、京都府警察とともに参加しており、現在は

- ・ 河原町パトロール（月 2 回）
- ・ 立誠パトロール（毎月第 2，第 4 金曜日）
- ・ 京都駅パトロール（毎月 1 4 日）
- ・ 日彰パトロール（毎月 1 5 日）
- ・ 四条繁栄会商店街振興組合パトロール（毎月最終金曜日）

を実施している。

また、平成 30 年 7 月に私有地（京都あじびる河原町及び河原町 D E C K の敷地）を客引き行為等禁止区域に指定したことに伴い、指導等を開始した同年 9 月に、当該私有地及びその周辺で、ビルの所有者・管理者や地元団体、京都府警察と合同で啓発活動を実施した。

令和2年度については、当初より新型コロナウイルス感染症の影響を受け、各団体とも実施を見送っていたが、7月より対策を講じつつ順次再開となっている。

なお、上記パトロールに対する支援の一環として、地元団体に対しては、腕章、ハンドプレート、保安灯等の物品を支給している。

6 大学生対策の状況

(1) 令和元年度の取組

○ 大学に対する啓発依頼

平成31年3月、大学コンソーシアム京都に加盟する約50校に対し、客引き防止に係る啓発ポスターの配布を行い、掲示を依頼した。また、立命館大学の学内ポータルサイトに客引き防止のための啓発記事を掲載依頼した。

○ 新学期の各種ガイダンス等での啓発活動

平成31年春、京都市内の5大学（京都府立大学、京都産業大学、京都工芸繊維大学、京都大学、同志社大学）の新入生ガイダンス等に参加し、客引き行為等防止のチラシや「BLACKバイト」に関するカードを配布するなどの啓発を実施した。

○ 京都府大学安全・安心推進協議会総会における啓発依頼

令和元年7月及び令和2年2月、京都府警察が主催する京都府大学安全・安心推進協議会総会において、京都府下の大学関係者等に対し、客引き行為等について行わないように大学での啓発や指導を徹底するよう依頼した。

(2) 令和2年度の取組

○ 大学に対する啓発依頼

令和2年3月、大学コンソーシアム京都に加盟する約50校に対し、客引き防止に係る啓発ポスターの配布を行い、掲示を依頼した。また、立命館大学の学内ポータルサイトに客引き防止のための啓発記事を掲載依頼した。

○ 新学期の各種ガイダンス等での啓発活動（中止）

昨年と同様に京都市内の各大学の各種ガイダンスに参加し、客引き行為等防止の啓発活動を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、啓発活動を中止した。

京都市客引き行為等の禁止等に関する条例の一部改正について（経過と現状）

1 条例改正に至る経過について

- (1) 本市における客引き行為等対策に関しては、平成 27 年 4 月に京都市客引き行為等の禁止等に関する条例（以下「条例」という。）を施行し、その後、客引き行為等禁止区域の拡大や指導員の増員による指導等の強化等を実施した結果、客引き行為者が減少するなど一定の成果を上げてきた。

その一方で、飲食店等から集客業務の委託を受けた専門業者によって客引き行為が常習的に繰り返されるという形態が顕著となってきた。

それについては、① 指導等を、集客業務を委託した者にまで及ぼせることができていないこと、② 違反者の公表において、店舗名を公表することができない場合が多いことなどにより、客引き行為等により獲得した客を入店させた店舗にはほぼ不利益が及ばないことが要因であった。

- (2) 大阪市においては、平成 29 年度に条例を一部改正し（店舗名等の公表内容の拡充）、客引き行為等の状況の変化に対応しているほか、名古屋市、仙台市、熊本市等においては、同様の内容を盛り込んだ条例を平成 30 年度以降に新たに制定しており、大阪や名古屋といった他都市から京都市に客引き業者等が流入する事態を招いていた。

※ 条例施行直後、指導等の対象となった者は、ほとんどが集客受託業者以外のものであったものの、平成 29 年度以降、集客受託業者の割合が急激に増加し、平成 30 年度に至っては半数近くとなっている状況（資料 3－2 参照）。

- (3) 大阪市等の他都市において公表内容の拡充など対策を講じている状況に鑑みると、京都市においても条例を一部改正し、委託行為者に対する指導等や違反に係る店舗の名称等の公表など、より効果的な措置を講じていくことが焦眉の課題であった。

そこで、昨年度当審議会での現段階で想定される条例の改正内容（案）について意見を伺い、さらにパブリックコメントも実施し、それらを踏まえた上で令和 2 年 4 月 1 日付で改正条例施行に至ったものである。

2 改正条例のポイント

- (1) 委託行為等に対する指導等の実施

【改正前】 集客受託業者に対して集客業務を委託した者（委託行為者）に対しては、指導、勧告、命令及び過料処分を実施していない。

【改正後】 委託行為者に対しても、指導、勧告、命令及び過料処分を実施する。

【条文の改正】 条文の改正は不要。文理解釈上「客引き行為等を（略）行わせ」る行為に委託行為も含まれることから、運用の切替えとして実施する。

第 9 条 何人も、客引き行為等禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。

(2) 公表の範囲の拡大

【改正前】 違反行為に係る店舗について、「行かせた者」が雇われ店長等の場合、店舗名等を公表できない。

また、報告拒否、立入拒否等に対して、過料を科す規定はあるが、公表を行うことができる規定はない。

【改正後】 ア 違反行為に係る店舗名等を公表できるようにする。

イ 委託行為者の氏名等を公表することとする（上記(1)と関連）。

ウ 報告拒否、立入拒否等に対する制裁的公表を行う。

【条文の新設】 第 12 条（改正前条例）を削除し、第 18 条として公表についての規定を新設した。

第 18 条 市長は、第 11 条の規定による命令を受けた者が当該命令を受けた日から別に定める期間を経過した日（第 21 条において「経過日」という。）以後に当該命令に違反したときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 次の店舗等の名称及び所在地

ア 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

イ 命令並びに当該命令の原因となる指導及び勧告の対象となった行為に係る店舗等

(3) 命令の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、第 16 条の規定による報告の求めを受けた者が、正当な理由がなくて報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は前条第 1 項の規定による立入調査を受けた者が、正当な理由がなくて立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問を受けた者が、正当な理由がなくて陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 報告の求めを受け、又は立入調査若しくは質問を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 報告の徴収又は立入調査若しくは質問の原因となった客引き行為等に係る店舗等の名称及び所在地

(3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

4 第 2 項の規定による公表の対象となる者が前項の規定により意見を述べたときは、市長は、第 2 項の規定による公表の際、当該意見の要旨を併せて公表しなければならない。

(3) 土地・建物の所有者・管理者等への通知

【改正前】 規定なし

【改正後】 公表された違反店舗に対して土地・建物を提供している所有者や管理者に対し、公表内容を通知する。

【規定の新設】

第19条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による公表をしたときは、公表された者の主たる事務所又は公表された店舗等が所在する土地又は建物の所有者又は管理者に対し、その旨及びその内容を通知することができる。

(4) 両罰規定

【改正前】 規定なし

【改正後】 法人等に対して両罰規定を適用する。

【規定の新設】

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

3 条例改正後の状況

令和元年11月市会において、公表の範囲の拡大、土地・建物の所有者・管理者への通知、両罰規定を主な改正のポイントとする条例の一部改正を提案し、全会派一致で可決された。

令和2年4月から改正条例の施行に伴い、集中的な取締りを強化するため、客引き行為等対策指導員を2名増員し10名体制とし、立ち入り調査への同行も新たな業務に加え、いっそうの指導取締を図っているところである。

今年度は年度当初より新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発令、その後の社会状況の変化により、飲食店の利用者自体が大幅に減少し、客引き行為等もそれに伴って減少傾向となっている。しかし、そのような状況下においても一定数の客引き行為者は客引き行為をやめることなく同行を繰り返しており、宣言解除後の6月以降、飲食店の利用客増加に伴い指導等件数も増加傾向にある。

現在の特殊な状況に鑑みると、必ずしも対年度比較が正確、容易ではないと考えられる。しかし、6月以降の文書指導件数が令和元年度水準と同等となった一方、勧告・命令・過料・公表の件数が大きく減少していることは、条例改正により指導取締を強化したことによる成果であると考えられる。

そうした中、令和2年9月18日には、改正条例に基づき、初めて違反行為に係る店舗名を3件（違反者名2件）公表した。公表に至る過程、また現況及び条例改正の影響は以下のとおりである。

(1) 客引き店舗等の固定化

新型コロナウイルス感染症という、未曾有の状況が社会を覆う中で、客引き行為自体が従前より減少しているところではあるが、一方で、特定の店舗が、同様の行為者により客引きを繰り返す悪質なケースが、指導の大半を占めている。先の3件の公表に係る店舗・法人・行為者はいずれもこれに該当する。

(2) 店舗名の公表

条例改正により店舗名を公表したが、京都市情報館サイトにアクセスしなければ当該店舗名を認知することは難しい。新聞報道においても公表についての記事掲載はなされたものの、併せて店舗名が紹介されるには至らず、市民に対して、SNS等、よりアクセスが容易で波及効果の大きな発信方法を新た展開していくことが今後の課題となっている。

(3) 土地・建物の所有者・管理者等への通知

公表に併せて、各店舗が入居している建物の所有者・管理者への通知を行った。結果として、所有者らに対し悪質な条例違反を繰り返す店舗がテナント入居している実態を知らせることになり、管理者からこうした違反行為を止めるようにといった指導を行うといった事例も生まれており、地域ぐるみで客引き対策を行っていくといった気運の醸成に繋がるものとなった。よって、土地・建物の所有者・管理者等への通知をすることが客引き行為等の一定の抑止力として働くものと考えられる。

(参考) 客引き行為者数等の変遷

1 客引き行為者数

(1) 祇園・河原町区域

調 査 年 度	行為者数	条例制定前との比較	前年度との比較
平成 26 年 12 月 (条例制定前)	104.0 人	—	—
平成 27 年 12 月 (条例制定後)	46.5 人	△55.3%	△55.3%
平成 28 年 12 月	47.7 人	△54.1%	△2.6%
平成 29 年 12 月	33.7 人	△67.6%	△29.6%
平成 30 年 12 月	48.8 人	△53.6%	44.8%
令和元年 12 月	60.9 人	△41.5%	24.7%
令和 2 年 9 月 (条例改正後参考)	71.1 人	△31.6%	16.7%

(2) 東洞院錦小路周辺区域

調査年度	行為者数	禁止区域指定前との比較	前年度との比較
平成 28 年 12 月 (禁止区域指定前)	3.2 人	—	—
平成 29 年 12 月 (禁止区域指定後)	0.9 人	△71.8%	△71.8%
平成 30 年 12 月	1.7 人	△46.9%	88.8%
令和元年 12 月	0.1 人	△97.9%	△94.2%
令和 2 年 9 月 (条例改正後参考)	0.3 人	△90.6%	300%

(3) 京都駅北側周辺区域

調 査 年 度	行為者数	禁止区域指定前との比較	前年度との比較
平成 28 年 12 月 (禁止区域指定前)	10.0 人	—	—
平成 29 年 12 月 (禁止区域指定後)	6.5 人	△35.0%	△35.0%
平成 30 年 12 月	8.7 人	△13.0%	33.8%
令和元年 12 月	15.3 人	153%	75.8%
令和 2 年 9 月 (条例改正後参考)	4.9 人	△51.0%	△67.9%

2 集客受託業者の割合 (※)

年 度	合 計	行った	行わせた
平成 27 年度	55 件	43 件	12 件
集客受託業者 (割合)	6 件 (10.9 %)	4 件 (9.3 %)	2 件 (16.7 %)
平成 28 年度	108 件	66 件	42 件
集客受託業者 (割合)	12 件 (11.1 %)	8 件 (12.1 %)	4 件 (9.5 %)
平成 29 年度	138 件	71 件	67 件
集客受託業者 (割合)	48 件 (34.8 %)	24 件 (33.8 %)	24 件 (35.8 %)
平成 30 年度	152 件	77 件	75 件
集客受託業者 (割合)	67 件 (44.1 %)	33 件 (42.9 %)	34 件 (45.3 %)
令和元年度	240 件	116 件	124 件
集客受託業者 (割合)	127 件 (52.9 %)	62 件 (53.4 %)	65 件 (52.4 %)
令和 2 年度 (9 月末現在)	73 件	42 件	31 件
集客受託業者 (割合)	7 件 (9.6 %)	4 件 (9.5 %)	3 件 (9.7 %)

※ 指導等に係る調査において把握したもの